

第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2①②、25の2①②、改正法附則95①②、107①②、改正震災特例法規附則5、9）</p> <p>（震災特例法17の2①、25の2①、改正法附則95①、107①）</p> <p>（震災特例法17の2①、25の2①）</p> <p>（旧震災特例法17の2①表二・②、25の2①表二・②、改正法附則95①、107①）</p>	<p>○ 復興産業集積区域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。</p> <p>ロ 認定地方公共団体に該当する福島県の区域内の地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をする機械装置の償却割合が50%（改正前：その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却）に引き下げられました。</p> <p>ハ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 復興居住区域に係る措置が廃止されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした対象資産については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、やむを得ない事情により同日前に、取得等をして、旧対象事業の用に供することができなかった対象資産については、同日から令6.3.31までの間に、取得等をして、旧復興産業集積区域内において旧対象事業の用に供した場合には、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした対象資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>令3.4.1前に取得等をした対象資産については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2の2①表二・②、25の2の2①表二・②、震災特例法17の2の2②、22の2の2②、震災特例法規6の2の2、9の2の2、改正法附則96①、108①）</p> <p>（震災特例法17の2の2①表三・②、25の2の2①表三・②、震災特例法17の2の2③④、22の2の2③④、改正法附則96①、108①）</p>	<p>○ 特定事業活動振興計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。</p> <p>福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の指定を受けた法人が、提出特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に、福島県の区域内においてその提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動に係る事業の用に供する機械装置、建物等、構築物その他の一定の減価償却資産の取得等をして、その区域内において特定事業活動に係る事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（建物等及び構築物については、これらの取得価額の25%相当額の特別償却）とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）相当額の法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされ、税額控除限度超過額については4年間の繰越しができることとされています。</p> <p>○ 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。</p> <p>福島復興再生特別措置法に規定する認定事業者該当する法人が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供する機械装置、建物等、構築物その他の一定の減価償却資産の取得等をして、その新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（建物等及び構築物については、これらの取得価額の25%相当額の特別償却）とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）相当額の法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされ、税額控除限度超過額については4年間の繰越しができることとされています。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする対象資産について適用されます。</p> <p>同上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(3) 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3①、25の3①、改正法附則98①②、110①②）</p> <p>（震災特例法17の3①、25の3①）</p>	<p>○ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に終了する適用年度分の法人税について適用され、同日前に終了した適用年度分の法人税については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、その指定を受けた日以後5年を経過する日までの期間内の日を含み、かつ、令3.4.1以後に終了する各事業年度のその期間内において、旧復興産業集積区域内に所在する旧産業集積事業所に勤務する旧被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(4) 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3の2①表二、25の3の2①表二、震災特例法17の3の2④、22の3の2④、震災特例法規6の3の2②二、9の3の2②二、改正法附則1、改正震災特例法附則1）</p> <p>（震災特例法17の3の2①表三、25の3の2①表三、震災特例法17の3の2⑤⑥、22の3の2⑤⑥、震災特例法規6の3の2①②三、9の3の2①②三、改正法附則1、改正震災特例法附則1、改正震災特例法規附則1）</p>	<p>○ 特定事業活動振興計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。 提出特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の指定を受けた法人が、その指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間内を含む各事業年度のその期間内において、福島県の区域内に所在するその提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされています。 （注） 特定被災雇用者等とは、平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者をいいます。</p> <p>○ 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。 提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に福島復興再生特別措置法の認定を受けた事業者が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内を含む各事業年度のその期間内において、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内に所在する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する次の雇用者に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの15%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされています。 イ 避難対象雇用者等（平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において避難対象区域内に居住していた者をいいます。） ロ 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者 ハ 認定新産業創出等推進事業実施計画に従って行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者</p>	<p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>同上</p>
<p>(5) 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等（震災特例法17の5①、25の5①、改正法附則100①②、112①②、改正震災特例法規附則6）</p>	<p>○ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする開発研究用資産について適用され、同日前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、やむを得ない事情により同日前に、取得等をして、開発研究の用に供することができなかつた開発研究用資産について、同日から令6.3.31までの間に、取得等をして、旧復興産業集積区域内において開発研究</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(震災特例法17の5①、25の5①、改正法附則100①、112①)</p> <p>(震災特例法17の5①、25の5①)</p>	<p>○ 認定地方公共団体に該当する福島県の区域内の地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をする開発研究用資産の償却割合が34% (中小企業者等にあつては、50%) (改正前：その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却) に引き下げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>の用に供した場合には、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に取得等をする開発研究用資産について適用され、同日前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(6) 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等 (震災特例法18①、26①、震災特例法令18、23、震災特例法規6の5、9の5、改正法附則1、改正震災特例法令附則1、改正震災特例法規附則1)</p> <p>(震災特例法18②、26②)</p>	<p>○ 福島復興再生特別措置法に規定する認定事業者に該当する法人が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産の取得等をして、その新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却ができることとされました。</p> <p>○ 本制度の適用を受ける開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、特別試験研究費の額に該当するものとみなして、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の適用ができることとされました。</p>	<p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>同上</p>
<p>(7) 被災代替資産等の特別償却 (震災特例法18の2①、26の2①、改正法附則101、113)</p> <p>(震災特例法18の2①、26の2①、改正法附則101、113)</p> <p>(震災特例法18の2①、26の2①)</p>	<p>○ 償却割合の上乗せ措置の対象となる中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。</p> <p>○ 対象資産から車両運搬具が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする被災代替資産等について適用され、同日前に取得等をした被災代替資産等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(8) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却 (旧震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法令18の2、23の2、旧震災特例法規6の5、9の5、改正法附則102、114、改正震災特例法令附則9、13、改正震災特例法規附則7、10)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>令3.4.1前に取得等をした被災者向け優良賃貸住宅については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 再投資等準備金 (震災特例法18の3①、26の3①、改正法附則103①②、115①②)</p> <p>(震災特例法18の3①、26の3①)</p>	<p>○ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域 (改正前：復興産業集積区域) とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>認定地方公共団体の指定を受けた法人の令3.4.1以後に終了する適用年度分の法人税について適用され、旧認定地方公共団体の旧指定を受けた法人の同日前に終了した適用年度分の法人税については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の旧指定を受けた法人の同日以後に終了する事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(10) 被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等 (震災特例法18の9②、26の9②、震災特例法規6の8④⑤、改正法附則104、116)</p>	<p>○ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除を適用することとする措置の適用対象となる事業について、次に掲げる土地等の区分に応じ次に定める事業とされました。</p> <p>イ 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域内にある土地等 その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業</p> <p>ロ 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等 その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定</p>	<p>令3.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(震災特例法18の9②、26の9②)	<p>住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業（令和3年3月31日においてその計画に記載されていたものに限ります。）</p> <p>○ 適用期限が令和8年3月31日まで5年延長されました。</p>	—
<p>(11) 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等（震災特例法18の10①、26の10①、改正法附則1）</p> <p>(震災特例法18の10②、26の10②、改正法附則1）</p>	<p>○ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除を適用することとする措置について、適用対象となる土地等が、一定の帰還・移住等環境整備推進法人（改正前：帰還環境整備推進法人）が行う帰還・移住等環境整備事業計画（改正前：帰還環境整備事業計画）に記載された一定の事業の用に供するために買い取られる土地等とされました。</p> <p>○ 土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外措置）を適用することとする措置について、適用対象となる土地等が、一定の帰還・移住等環境整備推進法人（改正前：帰還環境整備推進法人）が行う帰還・移住等環境整備事業計画（改正前：帰還環境整備事業計画）に記載された一定の事業の用に供される土地等とされました。</p>	<p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>令3.4.1から施行されます。なお、土地の譲渡等がある場合の特別税率は、平10.1.1から令5.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>
<p>(12) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例・特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例・特定の資産を交換した場合の課税の特例（震災特例法19①、20①、21、27①、28①、29、震災特例法令19②、24②、改正法附則105、117）</p> <p>(震災特例法19①、20①、21、27①、28①、29)</p>	<p>○ 対象となる買換資産が、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域（改正前：特定被災区域）内にある資産とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする買換資産及びその買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に取得等をした買換資産及びその買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>